平成２８年（フ）第１１２号
長崎県諫早市飯盛町開1293番地１　小島住宅402
債務者　大門沙由理
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
大分県日田市大日町1682―２、住民票上の住所大分県日田市隈２丁目５番22号　コーポ亀山301号
債務者　櫻井　世一
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第４１号
鹿児島県南さつま市金峰町中津野541番地１県営ガーデンヒルズ金峰団地41号
債務者　新留　朋子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第４２号
鹿児島県枕崎市中町54番地
債務者　清水　秀昭
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第４３号
鹿児島県指宿市開聞十町4565番地
債務者　山下美智子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１３７号
北海道苫小牧市新富町１丁目７番30号　ノースウィングロマンＡ102号
債務者　永井　法栄
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第６８０号
仙台市太白区袋原１丁目22番46号、従前の住所仙台市太白区中田町字前沖119番地の２
債務者　緑川　君子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６８５号
仙台市泉区館３丁目９番地の12、従前の住所宮城県名取市田高字南539番地　メゾンミナミⅡ203号
債務者　長田　真美（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５６号
福島県いわき市常磐下湯長谷町３丁目65番地の８　県営住宅４－４
債務者　高山　桂子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第３１０号
茨城県水戸市笠原町1231番地の６　２Ｆ
債務者　深谷嘉代子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１３３号
茨城県筑西市菅谷1890番地２
債務者　永藤ひと美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１４２号
茨城県常総市内守谷町きぬの里２丁目２番地５　パレンティア201
債務者　内山　浩
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１５８号
茨城県古河市原町８番18号　ベルメゾン原205号
債務者　佐々木純一
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６０号
茨城県古河市高野234番地６
債務者　菊池　　緑（旧姓上山）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６３号
茨城県桜川市真壁町山尾809番地１
債務者　髙久　美香
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１７１号
茨城県下妻市半谷31番地
債務者　柴森　美希
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１７２号
茨城県常総市中妻町878番地２　クラ第11ハイツＡ
債務者　山﨑　**靜**子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部